

箕輪町こども・子育て応援条例

目次

前文

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 各主体の責務及び役割（第4条－第7条）

第3章 こども・子育て支援に係る体制の構築（第8条・第9条）

第4章 こども・子育て支援に関する計画（第10条・第11条）

附則

こどもは、地域社会の宝であり、こどもの健やかな成長は、活力あるまちにとってなくてはならないものである。

少子高齢化や子育て家庭と地域とのつながりが希薄化する中において、こどもが健やかに成長するためには、こどもや妊婦を含めた子育て家庭に対し、より一層、行政、地域住民、関係団体等が相互に連携しながら、子育てを応援していくとともに、こどもの成長に対する喜びや楽しさを共有していくことが重要である。

町では、様々な主体がそれぞれの役割を理解し、こどもの成長を支える地域社会を実現するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、こども及び子育てに関する支援（以下「こども・子育て支援」という。）に関し、基本理念を定め、町の責務並びに保護者、子育て家庭、学校等及び地域住民の役割を明らかにするとともに、こども・子育て支援に関する基本事項を定めることにより、すべてのこどもが主体性を持って健やかに育つために、こどもの成長を妊娠期からこどもが成人に至るまで切れ目なく支援し、地域全体で喜びや楽しさを実感しながら子育てができる社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) こども 町内に在住する満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他のこどもを現に監護する者をいう。
- (3) 子育て家庭 妊婦又は保護者が属する家庭をいう。
- (4) 地域住民 町内に在住し、在学し、又は在職する者、及び町内で活動する個人、法人若しくは団体をいう。
- (5) 学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉

施設その他これらに類する施設をいう。

- (6) 関係団体 こども・子育て支援に関わる医療機関、相談支援機関、就労支援機関その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 町におけるこども・子育て支援に関する基本理念は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) こどもが個人として尊重され、その権利が認められるとともに、家庭や地域社会においてこども又は保護者が意見を表明でき、その意見が考慮されること。
- (2) すべてのこどもがおかれた環境に左右されずに健やかに成長できるよう、こども及び子育て家庭がこども・子育て支援を必要に応じて受けることができること。
- (3) 町、学校等、地域住民及び関係団体（以下「各主体」という。）は、相互に連携し、協働し、及び子育てへの喜びや楽しさを共有しながら、地域全体でこどもの成長及び子育て家庭の子育てを支援すること。

## 第2章 各主体の責務及び役割

(町の責務)

第4条 町は、多様な需要に応じた妊娠期からこどもが成人に至るまで切れ目のないこども・子育て支援施策を推進しなければならない。

- 2 町は、前項の施策を推進するため、保護者同士の交流の機会や、こども及び子育て家庭が安心して過ごすことができる居場所の確保等に努め、地域住民及び関係団体が実施するこども・子育て支援に係る活動を支援するものとする。
- 3 町は、こどもや子育て家庭、地域住民の関心と理解を深め、安心して町で子育て又はこども・子育て支援をできるようにするため、この条例の趣旨や町のこども・子育て支援施策について広報その他必要な措置を講ずるものとする。

(保護者及び子育て家庭の役割等)

第5条 保護者及び子育て家庭は、こどもの健やかな成長に第一義的な責任があることを認識し、次に掲げる各号の役割等を果たすよう努めるものとする。

- (1) こどもの最善の利益を考慮しながら、こどもの成長に応じた子育てを行うこと。
- (2) 子育ては家庭全体で取り組むものと認識し、家庭がこどもにとって安心して生活することができる場所となるよう整えること。
- (3) 妊娠や子育てについて不安、困難等に直面したときは、抱え込まず周囲に相談し、必要な支援又は協力を受けることを心掛けること。

(地域住民の役割)

第6条 地域住民は、地域が、こどもの主体性や社会性を育み、並びに子育て家庭並びに学校等における養育及び教育を補う場所であることを認識し、次に掲げる各号の役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) こどもや子育て家庭が安心して生活することができる地域づくりを行うこと。
- (2) 子育て家庭がこどもとの関わりを深められるよう考慮すること。
- (3) こどもが成人しても地域に愛着を持ち、関わり続けられるよう、こどもや保護者の負担を考慮しつつ、地域への理解や相互に楽しめる地域活動への参加を促すこと。

(4) こどもの意見や行動に関心を持ち、自らが模範を示しながら、共に学んでいくこと。

(学校等の役割)

第7条 学校等は、学校等がこどもの健やかな成長にとって極めて重要であることを認識し、次に掲げる各号の役割を果たすよう努めるものとする。

(1) こどもの成長の過程に応じ、こどもが主体的に学び、育つことができるよう、支援すること。

(2) こどもや子育て家庭に寄り添い、こどもの発達段階に応じて、自分の意見や困難に思うことを気軽に発信できるよう考慮し、こどもにとって安心できる場所にするものとする。

(3) こどもや子育て家庭に最適な支援を実施するため、法令の範囲内で積極的に町及び関係団体等と情報共有等の連携を図ること。

第3章 こども・子育て支援に係る体制の構築

(子育て支援の体制及び連携強化)

第8条 各主体は、多様化・複雑化するこども又は子育て家庭に関する課題に対し、こども及び子育て家庭が安心して相談できる体制を整備し、法令の範囲内で積極的な情報共有を行うことで、こども又は子育て家庭が必要な支援を受けられるよう努めるものとする。

(こども及び子育て家庭の社会参加の促進)

第9条 町は、こどもに関する施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又は子育て家庭が意見を表明することができる機会を確保し、その意見を反映するものとする。

第4章 こども・子育て支援に関する計画

(計画の策定)

第10条 町は、こども・子育て支援に関する施策を総合的に推進するために、こども基本法（令和4年法律第77号）第10条第2項に規定する市町村こども計画を策定し、公表するものとする。

2 町は、計画を策定し、又は見直すときは、合議制の機関に意見を聴くほか、広く意見を聴くための措置を講ずるものとする。

(評価)

第11条 町は、前条第1項の計画に基づいて行った施策について評価を行い、その内容を公表するものとする。

2 町は、前項の規定により評価をするときは、合議制の機関に意見を聴くほか、広く意見を聴くための措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。